中世の墳墓

高橋健白

一

題して中世の墳墓といふ。我が國の墓制が佛教の影響を受けて專ら佛式によつて營まれることが創まつてから、室町時代の中葉に至るまで、その間の墳墓に就いて述べるつもりである。上古の墳墓に關しては考古學者の間に盛んに研究されて、種々の論文や報告が頗る多く發表されてあるけれども、奈良時代以後の墳墓に至つては從來餘り研究されてゐない。維新前に於ては文政天保の交に中山信名の『墳墓考』に多少の記述が見ゐ、明治になつてから三十二年の平子鐸嶺氏の『本邦墳墓の沿革』と三十五年の八木奘三郎氏の考古便覽中の『墳墓の沿革』とに記されてあるに過ぎない。古墳の究研が上古代の上に多大の貢献をなしつゝあることは今更いふまでもないが、中世以後の墳墓の研究も亦國史學の上に少からぬ關係がある。特に近年各地方に縣史や郡史の編纂が盛んになつて來て、漸くその書の發刊を見るに至つた今日、吾輩はこの方面の研究の必要を痛切に感じつゝあるのである。實地實物に對する研究が記錄の研究に比して兎角後れがちであるのは遺憾ながら據ないとしても、少くとも彼の鎌倉の頼朝の石塔や下野龍興寺の鑑眞の石塔の如き類を以てその當時の遺物と認めるやうでは未だこの種の史料の何たるを知らぬものである。

我が國墳墓の沿革を約言すれば二つの大なる時

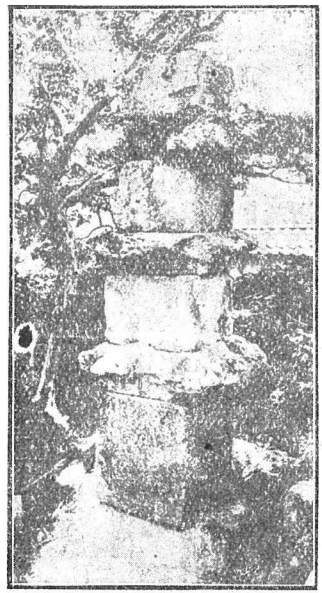

第一圖　大和國高市郡稻淵龍福寺石造層塔

第四圖　豐後國北海部郡深田寶塔（嘉應二年在銘）

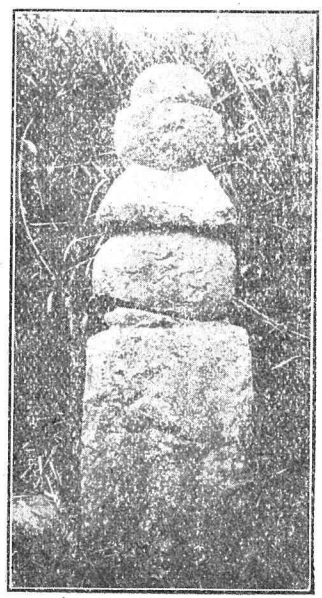

第五圖　豐後國北海部郡深田五輪塔（承安二年在銘）

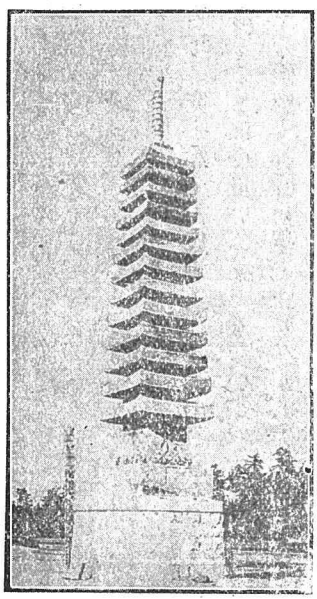

第六圖　山城國宇治浮島十三重石塔

第七圖　大和國山邊郡來迎寺石寶塔

第九圖　大和國生駒郡圓福寺寶篋印塔

第十圖　武藏國北多摩郡立川普濟寺板碑

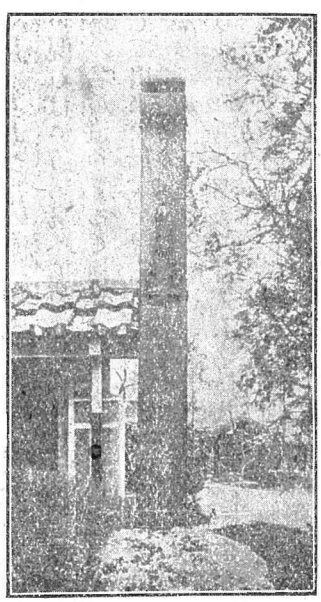

第十一圖　下野國宇都宮清巖寺鐵塔婆

代別がある。即ち第一は所謂古墳時代で、高く著しい墳丘を有し豐富なる副葬品を藏めた時代で、第二は奈良時代以後佛敎の方式によつて卒都婆を以て墓標となし、さしたる副葬品のない時代である。而してその第二の時代は更に兩期に分つべきもので、第一期は奈良時代から室町時代の中葉までの間、古式なる石造の卒都婆が立てられた時代で、第二期は室町時代末から今日に至るまで、新式の石造卒都婆が用ひられた時代である。今でも墓標を指して世俗概ね石塔といふ。石塔は即ち石造卒都婆の義である。近世の石塔は一見殆ど卒都婆の形式がなく、寧ろその形が石碑に類してゐるから現に石碑とも呼ばれて居る。けれども石塔は何處までも石塔、石碑は何處までも石碑で、墓標なる石塔と墓碑とは全然別物であらねばならぬ。儒者の中には當時一般に墓標として用ひつゝあるものを殊更に墓の地點から引離して支那式に立てたものもあつたのも一應尤な事で、形式からばかり見ればさうも考へられる。併し近世の墓標も石塔の名が遺つてゐる通り、矢張石造卒都婆の變轉して出來た形式で、その間の沿革が考察し得られるのである。吾輩がこゝに記述を試みようとするのは右の第一期なる古式石塔時代に就いての研究の梗概である。

二

高大なる墳丘を有し多くの副葬品を藏めるといふ風は、大化の詔にも墳墓の容積を制限し、金銀銅鐵の類の副葬が禁ぜられてある位であるから、この風はその後漸く衰へた。扶桑略記の元明上皇崩御の條にこれより以後高陵を作らぬことを註してあるのも以て徵とすべきである。さてこの時代の墓制に最變動を來したのは上流に佛敎が盛んになつて遂に火葬が行はれるに至つたことである。我が國の火葬は元興寺の道昭に創つたが、皇室に

於て之を御採用になつたのは實に持統天皇の御遺詔によつて行はれたのが最初で、火葬はこれから上流に行はれ、江戸時代の初までは一般に盛んであつたのである。『阿不幾の山陵記』に文暦二年賊が天武持統陵を犯した有樣を記した中に『金銅桶』とあるのは即ち持統天皇の御骨壺であらう。既に埋藏すべき遺骸の容量が少くなつたので、この時代の墳墓は上古の如き堂々たる石槨などの設けがなく、唯茶毘に付したる遺骨を藏骨器に入れて埋藏したのみで、所謂寶器副葬が行はれなくなつたことは、從來各地で發掘されたこの時代の墓の實際に徵して知ることが出來る。

その頃の藏骨器は普通は陶器の壺で、上等になると銅製もあり、稀には山城國葛野郡嵯峨村字上嵯峨薙刀坂發掘の如く、金銅製の燦爛たるものもあれば、大和國高市郡飛鳥村大字豊浦發掘の如くその上更に見事なる文樣を陰刻したのもある。また大和國宇陀郡内牧村大字八瀧發掘の文禰麿の骨壺の如くそれが二重になつて、内が硝子器で外が銅器のもあり、讃岐國三豊郡上高瀨村發掘の如く内が銅器で外が陶器のもあり、又大和國北葛城郡二上村大字穴蟲字馬塲發掘威奈大村の骨壺の如く更に三重になつて外が陶器、中が銅器、而してその中に漆器のあつた例もある（奈良縣史蹟調査會報告一、水木要太郎氏『威奈大村墓』所引『威奈大村墓誌銅器由來私記』）。時としては大和國山邊郡都介野村大字甲岡發掘の小治田安萬侶の墓の如く、極めて簡單に檜製の小木棺を以てしたのもある。これらの藏骨器は地下に穴を穿つて埋めてあつたのであるが、丁寧なる塲合には大和國宇陀郡神戸村大字拾生字城山發掘銅製骨壺や、山城國乙訓郡大枝村大字塚原發掘宇治宿禰の墓の如く、骨壺の外部を石櫃で以て保護したのもある。天平二十一年の僧行基の骨壺が文暦二年發掘された時の

注進狀（奈良縣史蹟調査會報告二、水木要太郎氏『行基菩薩の墓』所引）に、八角の石筒の中に銅器があり、銅器の中に銀器があつたことを記してあるが、その八角の石筒は即ち石櫃の類であらう。

三

後世墓といへば必ず石塔が立つて居る。この石塔の起原も亦この奈良時代にある。天平二十一年入寂した僧行基の墓誌銘『大僧正舍利瓶記』（水木氏所引）に據れば、その墓上に多寶塔を建てたことを記してある。加之嘉元三年に出來た凝然の竹林寺略錄（同氏所引）に『元安多寶塔、中比建石塔今亦起立多寶塔』とあるによれば、最初確かに木造建築があつたに相違ないが、墓上に塔を立てたことは事實である。大和國高市郡高市村大字稻淵の龍福寺に石造層塔が一基ある。（第一圖參照）これは初層の周りに『昔阿育王』云々の銘がある。磨滅甚しく全文を知ることが出來ないが、末に『天平勝寶三年』、『從三位』等の文字がある。金石文考證、及び日本圖經に從へば、『從二位』の下に『竹野王』とあつたらしい。果して然らばこれは竹野王の墓標として當時立てられたものであらう。實に我が國在銘石塔中の最古のものである。この種の層塔は大和地方には往々遺存して居る。何れも銘文の徵とすべきものがないが、樣式上略同時代のものたるべきことは推察される。彼の下野國龍興寺にある天平寶字七年の銘ある鑑眞の石塔の如きは、いくら銘があつても所謂時代の約束と違ふもので、勿論後世出來たものである。

奈良時代は唐制模倣の時代であるから、墓碑を立てることもこの時代に行はれた。令に『凡墓皆立碑、記其官姓名之墓』とある。尤靈異記に據れば、雄略天皇の時小子部連栖輕の墓に建碑のあつたことが見ゐ、天智紀の註及び藤原家傳に、藤原鎌足の薨した時にも亦碑が出來たことが見ゐるか

ら、既に以前から行はれ、この時代に至つては相當に用ひられたらうと思はるけれども、この頃の墓碑で後世に遺つてるものは至つて少なく、朱鳥三年の鬼室集斯、寶龜二年の藤原永手の如き信ずべからざるものを除けば、持統天皇三年の河內國形浦山碑、文武天皇四年の下野國那須國造碑、及養老五年の大和國元明陵碑等僅に二三あるだけであらう。しかも現存してゐるものは那須國造碑一基あるのみである。而して令の規定の『官姓名之墓』の書式によつたものなどは嘗て存在したことすら傳はつてゐない。

四

墓誌を墓の內部に藏めることも奈良時代に盛んに行はれた。尤墓誌中で最古い天智天皇七年の船氏、及び第二位の天武天皇五年の小野毛人の如きは、未だ火葬が行はれず、墳墓の規模がなほ宏大なる前時代に屬すること、恰も墓碑が前時代から行はれた如くであるが、第三位の慶雲二年の宇治宿禰以下第十四位の延曆三年の紀吉繼に至るまで計十二點、今日學界に知られて居る古い墓誌は悉皆奈良時代のものである。今之を表示すれば左の通り。

慶雲	二年	宇治宿禰	山城國乙訓郡大枝村大字塚原
同	四年	文禰麿	大和國宇陀郡內牧村大字八瀧
同	同	威奈大村	同北葛城郡二上村大字穴蟲
和銅	元年	下道國勝國依母	備中國小田郡東賀成村
同	三年	伊福部德足比賣	因幡國府中山中
神龜	六年	小治田安萬侶	大和國山邊郡鄧介野村大字甲岡
天平	二年	美努岡萬	同生駒郡南生駒村大字萩原
同	十一年	櫻貴氏	同宇智郡牧野村大字大澤
同	二十一年	僧行基	同生駒郡南生駒村大字有里
天平寶字六年		石川年足	攝津國三島郡淸水村大字眞上
寶龜	七年	高屋枚人	河內國南河內郡磯長村(?)
延曆	三年	紀吉繼	同同磯長村大字春日

實に墓誌は平安時代乃至室町時代には殆ど見ることの出來ないものである。これらの中で船、小野、

宇治、文、小治田、美努、石川の七氏のは銅版で鍍金のもの多く、楊貴、高屋、紀の三氏のは磚であるが、殘りの威奈、下道、伊福吉部の三氏及び行基のは別に誌版がなく、藏骨器に向つて直接墓誌銘がある。何如なる譯か唐に盛んに用ひられた厚い石版に銘文を刻した類は嘗て發見されたことを聞かない。なほ序だから附加へて置くが、奈良時代の墓誌には鐵版も用ひられたらしい。鐵は何分腐蝕が甚しいから銘文の如きは全然不明である が。大和國宇陀郡榛原町大字萩原字岩尾發掘遺物の如きはまさにその一例である。

以上の墓制は主として當時の文化の中心點たる近畿地方に行はれたもので、邊鄙なる地方には猶且古式の葬法が襲用された　ことを認めねばならぬその證據は墓丘石槨等の構造が依然上古の樣であるのに、副葬品中全く奈良時代の樣式を示すものが存すること　關東地方などに往々その例があるからである。

五

平安時代の墳墓が學術的に實地調査を經たことは從來曾て聞き及ばないから、こゝに實例を擧げて說明することは困難であるが、幸に古記と古圖とによつて考察することが出來る。先づ遺骸は火葬にしろ土葬にしろ地下に穴を穿つて埋めたのである。醍醐寺雜事記によれば、醍醐天皇の後山科陵は御穴の深さ九尺、廣さ方三丈、校倉高さ四尺三寸、縱橫各一丈なることが窺ひ奉られる。これは皇陵の場合であるから、固より一般の墓制を律する譯にはいかないが、以て上流に於ける地下壙穴の規模を推考する參考となる。後冷泉天皇の天祿三年に記された慈慧大僧正遺告狀に『其下掘穴除三四尺許、置骨於穴底上、可滿土』とあり、源平盛衰記の藤原成親の屍體を備前國有木別所に葬る條に、『形の如穴を掘、石を疊て奉納』とある

など、以て徴とすべきである。

次に墓には地上土壇或は石壇を築き、その上に差當り木造の卒都婆を立て永久の設備としては石造卒都婆を立て、その周圍には大概柵を繞らしたのである壇上卒都婆を立てたことは古史の所見頗る多いが、今特に參考に資すべきものを擧げれば、元亨釋書に高野

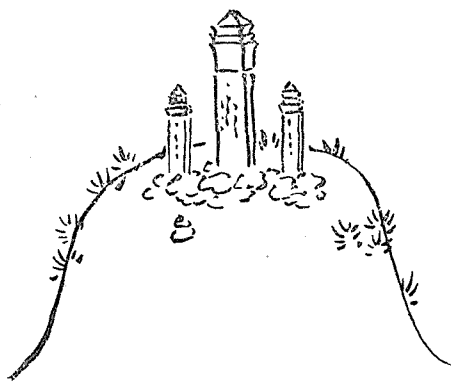

第二圖　五輪塔（餓鬼草子）

土壇を築き三基の木造卒都婆を立てたる圖

山の空海の墓を記して、『疊石造壇、立卒兜波其上』とあり、今昔物語の播磨國で野猪を殺した話にも、保元物語の鎌田正清が源爲義の首を葬る條にも、源平盛衰記の藤原成經が父成親の墓に謁る條にも、皆土壇を築いて卒都婆を立てたことが明記してある。この時代は皇室に於ても陵上に卒都婆を御立てになつた。仁明天皇の深草陵、醍醐天皇の後山科陵、堀河天皇の後圓教寺陵等何れも其例である。殊に後一條天皇の御葬所の事は類聚雜例に最具體的に記されて、『式部太輔資業朝臣、美作守定經朝臣等向御葬所、採鋤覆土、其後人夫等從此役、御墓上立石卒都婆、藏陀羅尼、其廻立釘貫、又右衛門尉季任令人夫掘塘、其廻令植樹』とある。また吉事略儀に『山作所行事（中略）、採鋤覆土、其後築墓、立石卒都婆、立廻釘貫、植松、四面掘溝』とあるも同樣の事で、何れも壇を築き卒都婆を立てた徴證である。前述の慈惠大僧正遺

告狀に『且立假卒都婆(中略)、卅九日內、作石卒都婆、可立替之』とあるによれば、石卒都婆が間に合はなければ、最初木造卒都婆を立て、後に石卒都婆を立てる風があつたことが知られる。かく生前に石卒都婆を作ることが行はれたのみならず、古今著聞集に淨藏法師が金剛山の谷に人の屍體を發見したといふ突然の場合にあつても、薪を積んで火葬し、その上に石卒都婆を立てたことが見ゐるから、形式だけの石卒都婆を最初から立てることもあつたことが判る。それから柵を繞らしたことは、前に引いた類聚雜例の後一條天皇の御葬所及び吉事略儀の文にあるのみならず、榮花物語に木幡山の月夜の景を叙して『木の間よりもり出でたる月をしるべにて、卒都婆釘貫いと多かる中に』、玉葉の崇德后聖子の御葬を記して『且立廻釘拔、其上立石卒都婆』、前述の源平盛衰記の成親が父の墓に謂づる條に『墓を築て釘貫し廻して、道すがら造られたりける卒都婆を墓の中に立給ひぬ』とあるなど、皆以て徵とすべきである。こゝに釘貫とあるは即ち柵の事である。餓鬼草子に見ゐる土壇の上に三本の木造卒都婆を立てた狀(第二圖參照)石壇上に三本の木造卒都婆を立て、更らに所謂千本卒都婆と立てた狀、及び壇上石卒都婆(五輪塔)を立て、周圍には所謂釘貫を立て廻した光景(第三圖參照)何れも當時をそのまゝ見るやうな心地がする。畏けれど醍醐天皇陵に三本の卒都婆を御立てになつたことなどもそゞろに偲び奉ることが出來る。

これらの圖に見る如き土壇或は石壇は古墳時代の墳丘とは少し性質の異つたものと吾輩は考へて居る何となれば上代に於ては墳丘そのものが墓の標識であつたけれども、平安時代のこれは卒都婆といふ墓標を立てる爲の壇に過ぎないからである

六

然らばこの時代に用ひられた石卒都婆は如何ん

な種類のものであつたかといふと、上流には層塔或は寶塔が行はれ、一般には五輪塔が行はれたであらうと信ずる。層塔が墓標として用ひられたことは上文に述べた通り、これが奈良時代に既にあつて、平安時代末に近き堀河天皇の後圓敎寺陵に石造三重塔を御立てになつてゐることから考へると、その間にこの塔が行はれたことは自ら察せられる。寶塔についてはその更に完備した高野山の多寶塔が空海の草創と稱せられるのみならず、後文に述ぶる如く鳥羽天皇の安樂壽院陵、近衛天皇の安樂壽院南陵の如き、木造の多寶塔を御用ひになつてゐる事から推しても、石造の寶塔が行はれたことが認められる。大和國北葛城郡箸尾及び磯城郡宮古から發掘された土製の小寶塔のあることは人のよく知るところであるが、豐後國北海部郡深田にこれと同系の石塔があつて、嘉應二年の銘がある（考古學雜誌六の一〇、天沼俊一氏）（第四圖參照）この種の寶塔が少くとも平安時代末に行はれたことはこの有力なる證據によつて知ることが出來る。京都今熊野なる藤原長家、同忠通、及び慈鎭の墓塔と傳ふるものゝ如き、吾輩は未だ實見を遂げないが、石塔そのものゝ新古は暫らく措き、古式を徵すべき寶塔の一種としてはたしかに參考に値する。五輪塔に至つては前掲餓鬼草子繪卷に見ねてゐるのみならず、これもと空海の眞言宗に創つたもので、空海の廟所は石壇上五輪塔を安置してあるといふ況や豐後國北海部郡深田には承安二年の銘ある五輪塔がある（考古學雜誌六の一〇、天沼俊一氏）（第五圖參照）また寛政十一年播磨國神崎郡（香呂村の大字須賀院）で發掘された極樂寺禪慧の瓦經の願文は天養元年の奥書あるもので、その文中に『今年又以甎瓦、奉造大日如來三昧耶形五輪卒覩婆四基』とあつて、その五輪塔の一基は今なほ遺存して居るといふ（考古界一

の一、和田千吉氏）（一基現存同氏の説）この両資料の如きは以て當時の五輪塔の樣式を知るべき標準とするに足るものである。

七

平安時代末葉から鎌倉時代にかけて、上流に於て如上の卒都婆以外に木造建築を設けることが行はれた。墳墓堂また法華堂といふもの即ちその類である。抑木造建築の卒都婆が墓上に建てられたのは、上文に述べた如く行基の墓にその例があつて、早く奈良時代に行はれて居るから、墓堂の由つて來るところ亦頗る古いけれども、殊更それが盛んに行はれたのは實に平安末鎌倉初であつた。白河天皇の成菩提院陵は御遺骨を鳥羽殿の三重塔に藏め奉つたのであり、鳥羽天皇の安樂壽院陵は天皇が鳥羽殿に御造營になつた二基の多寶塔の一に御遺骨を藏め奉つたので、近衛天皇の安樂壽院南陵はさきに鳥羽天皇が美福門院の墓として御建立になつた二基の多寶塔の他の一に御遺骨を藏め奉つたもので、この多寶塔は幸に今なほ遺存されてあることは人の知るところである。後白河天皇の法住寺陵は法住寺殿の法華堂下に葬り奉つたので、今も方形造の小堂がその位置に存し、堂内には同法皇の御木像を安置し奉つてあると承る。高倉天皇の後清閑寺陵も法華堂の御建立があつた。安德天皇の阿彌陀寺の御影堂の如きも、木造の御堂を御陵とせられたのである。鎌倉時代に至つて後堀河、後嵯峨、後深草等を初奉り法華堂の御設けがあり、深草法華堂が遂に歴御靈塲となつたのもこの關係である。

以上は皇室御陵墓の例であるが、かくの如く堂塔を以て墓所とする風は一般に貴族の間に行はれ鎌倉時代には武家の間にも墳墓堂を見るに至つた陸奥の藤原清衡基衡秀衡三代の遺骸が中尊寺金色堂下に葬られてあることは有名なる事蹟で、鎌倉

に於て源頼朝以下實朝政子及び北條氏の墓亦この制によつたものである。北條時宗以下の遺骨が鎌倉圓覺寺の佛日庵といふ堂の下に藏せられてあることは人の知るところ、小笠原長清が京都清水觀音堂下にその柩を藏しめたといふのも亦この制に倣つたのである。吉事略儀に荼毘を行つて後御骨を拾ふ條に『此所可被立御塔若御堂者、少々殘御骨爲墓』とあるのは、火葬所にも墓標として卒都婆を立てなければ、墳墓堂の建立あることを叙したのである。

八

墳墓堂の行はれたのは平安時代末から鎌倉時代にかけて社會の或一部に限られたのであつて、一般としては鎌倉時代は前代に引繼いて矢張層塔寶塔及び五輪墓の石造卒都婆が行はれたことは勿論である。この時代に屬するこれら三種の石塔にはその墓標たると否とは別問題として、紀年銘があつてその年代を明示するものが必しも少くないから、樣式上この時代の標準を求めることは平安時代ほど困難でない。例へば層塔にあつては、四條天皇の月輪陵の九重石塔は申すも畏いが、大和國磯城郡多武峯に於ける永仁六年の十三重石塔、それから直接に紀年銘はないが、弘長頃に出來た大和國奈良般若寺の十三重石塔、或は弘安九年に出來た。山城國宇治浮島の十三重石塔(第六圖參照)の類、寶塔にあつては、近江國蒲生郡櫻川村石塔寺に於ける正安四年のもの、大和國山邊郡都介野村來迎寺に於ける延慶三年のもの(第七圖參照)五輪塔にあつては、相模國箱根賽河原に於ける永仁三年のもの(第八圖參照)大和國生駒郡南生駒村大字一分無量寺に於ける嘉元二年のもの、近江國石塔寺に於ける元亨元年のもの、如き、何れも貴重なる資料である。

これら三種の石塔中最多く用ひられたのは五輪

塔であることはいふまでもない。隨つてこの時代には皇陵にも五輪塔を御用ひになつた例も創つた即ち後宇多天皇の嵯峨の蓮華峯寺陵には、八角圓堂の中央の五輪塔に御遺骨を藏め奉り、四隅には別に小五輪塔を安置されたと承る（『皇陵』の『みさゝぎめぐり』所引蓮華峯寺緣起）。後に後龜山天皇の嵯峨小倉陵が石壇の中央に五輪塔を安置し、四隅に小五輪塔と、小寶篋印塔とを配せられたのもこの制を御傳へになつたのである。先年北畠親房の墓だらうといふ疑問が起つて、遂に發掘調査を遂げた大和國宇陀郡寶生寺境内の墓の如きは、中央に大五輪塔、前方左右に小五輪塔のある樣式のものである。これが北畠氏の墓である、否かは別問題として、墓制の上からその頃のものであることは吾輩の信ずるところである。當時或人は惜しいことには墓誌がないと歎じたとかいふ話であるが、この種の墓に墓志のないことは吾人の間には初から判りきつた事柄である。

九

鎌倉時代に新に起つたと思はれる石塔に寶篋印塔がある。寶篋印塔の古式なるものの大和國大御輪寺及び室生寺に繩塔と稱する木製の小塔などがあるが、紀年銘もなく、これが出來た年代に就いても明徵がないらしいが、筑前國今津の大泉坊等にあつて今國寶となつてゐるこの種の銅塔には『吳越國王錢弘濟敬造八萬四千寶塔乙卯歲記』の銘がある。この乙卯の年は宋の顯德二年で、我が天德九年であつて、この前後に吳越王の使節が來朝したことは史上に見ゑて居るから、我が國に於て寶篋印塔が墓標として用ひられたのも平安時代の後半期に始まつたらうとも想はれるが、未だ遺物なり文獻なりに徵證を得ないから、今は鎌倉時代から墓所に立てられたとして他日の研究を待たう。大和國生駒郡南生駒村有里圓福寺に於ける永仁六

年のもの（天沼俊一氏編奈良縣金石年表）（第九圖参照）同國添上郡大柳生村大字忍辱山なる建武二年のもの（同上）の如き當にこの時代の標準たるべき資料である。

も一つ鎌倉時代から出來た墓標は所謂板碑である。これに關しては白井理學博士（人類學會雜誌三五）、平子鐸嶺氏（考古界五の一）山中笑氏（考古學雜誌三の六）等の研究もあつて、考古學上の資料として夙に知られて居るのみならず、その分布は關東地方を主として、遠く西に離れ、阿波地方に存することも學界に周く知られてゐる。武藏國北多摩郡立川普濟寺の元亨四年在銘の如きは當に板碑を代表すべき一例である（第十圖參照）元來板碑は平安時代以來行はれた木造板卒都婆が永久に保存せらるべく石造になつたのに過ぎないから、大さの割合に特に扁平なのはその地方に産する緑泥片岩などを材料とした結果で、石造の板卒都婆は實に全國に分布して居て、決して一地方に限られたものではない。畢竟關東乃至阿波にあるものは材料の關係から來た一種の變態であつて、これの正式なるものは寧ろ他の地方に遺存してゐる。板碑といふ稱呼も明治以後に

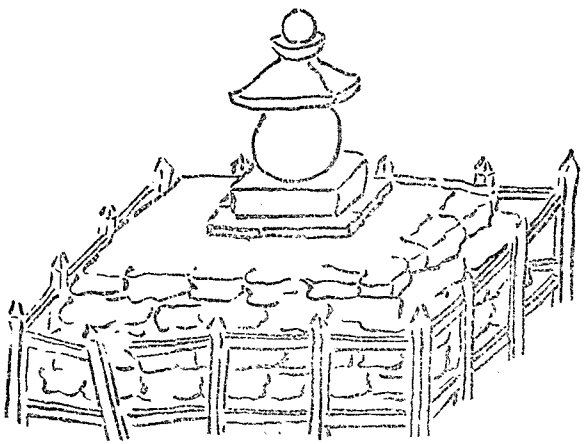

第三圖　五輪塔

（餓鬼草子）石壇上五輪塔を立て釘貫を立て廻したる圖

出來たもので、以前はそんな名がなかつたのである。下總國香取郡香取神宮に近い字又見小字眞井で見た延文六年（康安元年）の板碑には、『右塔婆者』と明なる刻銘があるに徵しても、これが行はれた時代には塔婆と呼んで板碑などゝはいはなかつたことが判る。しかし板碑の稱呼は久しく學界に襲用されてゐるから、矢張さういつて置かう。板碑の正式なる樣式は宇都宮淸巖寺の鐵塔婆（第十一圖參照）に最よく見ることが出來る。これが碑でなく卒都婆であることは銘文に明記されてあり、正和元年の銘がその年代を示してゐる。これが所謂板碑と異なる點はその材料が石と鐵との差に過ぎないのである。

板碑は供養の爲に出來たもので、墓標として立てたものでないといふ說も學者の間にあるやうだが、吾輩は供養塔たると同時に墓標としても立てられたことが他の石造卒都婆と同樣であることを信ずる。墓に壇を築いてその上に立てた木造卒都婆が墓標たることを認めたる上は、それが石造になつたに過ぎないものも亦自から墓標たる意義を包容すべきである。板碑の下から骨壺が發掘されることが往々あるのもこれを立證して居る。

最古の板碑は八木奘三郎氏の板碑年代一覽表（同氏著考古便覽所載）にも示してある通り、玄同放言にある武藏國北足立郡石戸村字堀之內東光寺に於ける貞永二年在銘のものである。しかしこれは吾輩未だ實見の機を得ないが、圖や拓本により又拓者の言によるに、普通の板碑とは頗る趣を異にしたもので、首部が三角に尖つて居なくて水平に切つてあるのみならず、梵字種子を刻してある邊に古式なる額形の輪郭があるなど、吾輩の寡聞なる未曾て他に類例を聞かぬもので、所謂板碑とは別系統に屬するものである。けれども板碑が鎌倉時代から行はれたことは勿論事實である。

自然石の墓標が行はれたのも、多少地方的色彩はあるやうだが、亦この鎌倉時代からである。しかもそれが弘安前後頃丁度板碑の起原と略年代を同じうして居るから面白い。自然石といつても彼の澤庵の墓に見る如き、水力作用によつて出來た圓味のある石の如き類ではなく、近代の墓地に屢見る如き多く彫琢を加へざる、石工の所謂自然石形の墓標の類を指すのである。この自然石形は前代に對して何の連絡もなく系統もなく、突如として現れたのではなく、矢張木造の卒都婆に代つた石造卒都婆として行はれるとゝなつたのである。この種の遺物が陸前地方にあることは嘗て清水東四郎氏によつて學界に報告された。清水氏はこれを以て板碑の類と認め『陸前國石森村の板碑』と題して起稿された(考古學雜誌二の三、四)。この種の資料が同國石卷地方にも多く存する由聞き及んだが、同地の遠藤源七氏の調査によれば、弘安七年の在銘に『令石率都婆造立』の銘があり、至德二年在銘に關東地方の板碑に折々見る如き五輪塔の陰刻を施し、そこに『夫以塔婆者』の句を銘し應永二十三年及び文安六年在銘の二基には『右塔婆造立趣者』の銘があるのである。これらの徵證に據れば、首部の三角もその下の横線もなく、一見卒都婆とは沒交渉なるが如きこの石造記念物も亦矢張卒都婆として立てられたことが判明する。前述の如く所謂板碑は下總國香取の延文六年のそれによつて『塔婆』と稱せられたことが判つたがそれよりも更に五十七年前即ち板碑の行はれたる初期なる弘安七年に於て、普通の板碑よりも一層略式なる自然石の記念物が『石率都婆』の名を以て呼ばれたといふことは大に注目に値するのである、吾輩はこの點から推して板碑も最初は石卒都婆と稱せられたことを認識する。

十

なほ序に附記して置くべきは、この時代の相當の大きな五輪塔には水輪に穴を穿つて舍利を納めたものが往々あることである。上文に述べたる大和國室生寺境内の大五輪塔の如きはその最著しい例で、水輪中に木製の小五輪塔があつて、更にその内に水晶の小舍利塔を籠めてあつた（奈良縣史蹟調査會報告四、水木要太郎氏、西崎辰之助氏）。また寶篋印塔の塲合にも塔身に陀羅尼を納めることがあつた。元來この塔は寶篋印陀羅尼を納める供養塔であるから、その陀羅尼を納むべき構造のあるのが本來の意義に適したのである。豊後國北海部郡深田にある寶篋印塔には立派にその裝置がある（考古學雜誌六の一〇、天沼俊一氏）層塔の塲合にも亦これらに類した例がある。山城國宇治浮島の弘安九年に出來た十三重石塔には銅經角、水晶の小五輪塔、十三佛の小像、小華瓶寺等種々のものが藏せられてあつたさうである。かくの如きことは供養塔の塲合に限らず、墓標としても往々行はれたのである。後一條天皇の御火葬所の石卒都婆に陀羅尼を納められたことは前に引用した類聚雜例の文に徴すべきのみならず、仁明天皇陵の卒都婆にもこれを藏められたことは文德實錄嘉祥三年の條に『深草陵窣堵婆所藏陀羅尼自發落地』とあるので判る。

十一

鎌倉時代を中心として平安時代乃至室町時代に於ては、矢張近世の如く平地なり丘腹なりに一族の墓を一所に營むことが行はれたことは、各地の遺跡に五輪塔寶篋印塔等當時の石塔が一塋域内に井然相並んで居るのでも判る。而して殊に珍しいのは、鎌倉地方には地質上の關係上、鎌倉時代から室町時代にかけて、上古の如く丘腹に横穴を穿つて、その中に遺骨を藏し、五輪塔や寶篋印塔を立て、或は壁面にその形を浮彫にすることが行は

れたことである。堀田璋左右氏の『鎌倉覺園寺の百八巖窟』（歴史地理二の三）はこの横穴式墓所の研究として最有益なる報告である。中にもその當時新に發掘された岩窟の一には、應永や永享の紀年銘ある五輪塔及び寶篋印塔の一部分があつて、明かにその年代を示して居る。なほ氏の報告によれば、遺骨を藏めたる箇所は横穴の底面に竪に穿つた小穴を以てしたばかりでなく、時としては壁面に横に小穴を掘り込んでこれに充てたことも察せられるのである。

また一塋域内に於ける石塔の配置に就いても自ら一定の方式があつた。例へば鎌倉大谷戸に於ては横穴の奥の中央に大五輪を置き、左右両壁面に沿うて小五輪塔を配した例があり、同所の山腹を平かにして一區を劃した墓所には、その横穴と同樣の配置もあれば七八基の五輪を横一列に置いたのもある（關保之助津田敬武両氏調査）

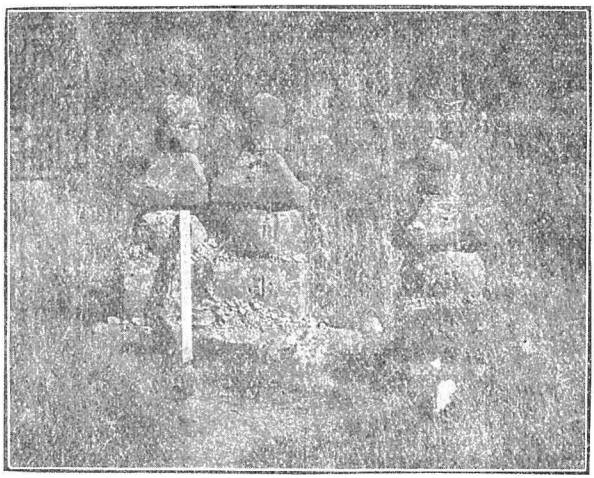

第八圖　五輪塔
（箱根山中曾我兄弟の墓）

十二

當時は主として火葬が行はれたのであるから、大概棺よりも骨壺の方が用ひられた。尤骨壺といつても必しも壺形に限つた譯で

はなく、小木棺ともいふべき櫃も亦用ひられたことは、今日骨壺なしに遺骨のみ發見されることの少からぬ事實から認められる。筑前國志賀島の唐人墓と稱する墓地に於ては、長さ四尺、廣さ二尺五寸、高さ二尺の錠のある櫃に遺骨があつた（和田千吉氏調査）。これ即ちその一例である。さてその骨壺には陶器の壺が最多い。そこで平安時代のものか鎌倉時代以後のものであるかは、その陶器によつて鑑別することが出來る。陶器の壺中には當時内地で出來た普通のもの以外に、稀に高麗青磁の瓶子が應用された例もある。下總國古河の賴政曲輪、相模國鎌倉靈山、伊豆國修善寺等には確にその例があつた。僧師錬濟北集所載文應皇帝外紀によれば、龜山天皇の御遺骨を五口の青瓷に御分納あらせられたと申すもこの例である。また時としては石製の壺や櫃も用ひられた。岩代國耶麻郡慶德村大字新宮發掘の凝灰岩製の壺には建武二年の銘が刻してある。播磨國印南郡で五輪塔の下から發掘された石櫃は長さ三尺五寸、廣さ二尺位あつたといふ（和田千吉氏談）。親長卿記の表紙裏に記されたる後嵯峨院崩御記には、銀壺を御用ひになつたことが見ゆる。さうすれば奈良時代に往々行はれた如く、金屬製の骨壺も亦この頃にも用ひられたことが推考される。

骨壺が石塔の下に埋められてあることはいふまでもないが、この頃の骨壺には奈良時代乃至平安時代初期の例と異つて、最初からそれに付いた蓋がなく、多くは石を以て蓋としてある。大和國室生寺境内の墓の如き堂々たるものでさへ蓋は矢張石である。時としては桔鉢が蓋となつて發見されたこともある。下總國印旛郡永沼村大字和泉發掘の骨壺の如きはその一例である。かくの如きは骨壺そのものが最初から骨を藏める爲に造られたのではなく、他の目的の爲に出來たものを應用した

結果であらう。上流の墓に青磁の瓶子が用ひられたのも畢竟それが爲であらう。けれども前述の後嵯峨天皇の銀壺の如き例もあるから、特製の藏骨器のあつたことも亦事實に相違ない。前述の建武二年在銘の石の骨壺の如きは立派に同質の藥籠盌がある。盌に就いて更に珍しい例をいへば、前記の鎌倉大谷戸に於ては骨壺の口部を態と地平線上に露し、五輪塔の地輪の底面の中央を凹面に刳り取つて、それで以て盌としたのもあるといふ。

五言詩發生の時期に對する疑問

文學士　鈴木虎雄

一　主旨

支那の五言詩は通例前漢の枚乘、李陵、蘇武等の作より出づとせらる。即ち景帝（西紀前一五六—一四一）武帝（西紀前一四〇—八七）の時代に發生したりとせらるゝものなり。然るに此說は遽かに信じ難し。其理由は約して三とす。第一、始とせらるゝ五言詩の出で來りし本原確かならざること。第二、五言詩の發達の徑路不明なること。第三、始とせらるゝ五言詩及其他の五言詩に關する記載の史傳に見ねざること。是なり。以下順次に之を說明すべし。

二　理由

第一、始とせらるゝ五言詩の出で來りし本原確かならざること

先づ枚乘の詩として之を錄するものは六朝、梁より陳に亘りて生存せし徐陵の編せる『玉臺新詠